

令和7年度

白石清掃工場焼却灰等運搬業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部

白石清掃工場

# 業 務 仕 様 書

|                          |                                                                                     |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 業 務 名                    | 白石清掃工場焼却灰等運搬業務                                                                      |
| 業務対象施設<br>及 び<br>履 行 場 所 | 積 込 現 場<br>白石清掃工場（札幌市白石区東米里 2170 番 1 灰処理棟）<br>積下ろし現場<br>山 本 処 理 場（札幌市厚別区厚別町山本 1065） |
| 履 行 期 間                  | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで                                                  |
| 施 設 概 要                  | 白石清掃工場：焼却処理能力 300 t /炉・日×3 炉<br>山 本 処 理 場：一般廃棄物最終処分場                                |
| 業 務 内 容                  | 白石清掃工場より排出される焼却灰等を埋立処分するため、安全かつ速やかに山本処理場まで運搬を行う。                                    |

## 1 一般事項

- (1) この業務は、契約書、本業務仕様書によるほか、国土交通省大臣官房長官官繕部の「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の令和 5 年版の「第 1 編 第 1 章総則」を準用して履行するものとする。ただし、「施設管理担当者」については、「担当職員」と置き換える。
- (2) 業務履行上の委託者との協議や書類提出等は、原則として委託者が指定する担当職員経由で行うものとする。
- (3) 業務履行に当たっては、環境負荷の低減に努めること。
- (4) この業務履行に必要な光熱水費は共通仕様書 1.1.3 (a) によるが、その量は最低限とし節約に努めること。
- (5) 工場の敷地内全て（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。

## 2 業務仕様及び条件

- (1) 本業務での運搬物の性状は次のとおりである。
  - ア 焼却灰：含水率 10%程度
  - イ 飛 灰：含水率 20%～30%程度
- (2) 年間予定運搬量は次のとおりであるが、白石清掃工場（以下「工場」という。）の稼動状況により変動する。
  - ア 焼却灰： 6,100 t 程度（粗物及び金属を含む）
  - イ 焼却飛灰： 4,500 t 程度

ウ 1 台当たり平均排出量：7.10 t（過去 3 年平均）

- (3) 受託者は、次の一日最大排出量及び工場内貯留量を勘案し、協議の上、工場の稼動に影響を与えないよう、速やかに搬出するものとする。

ア 最大排出量：焼却灰等 190 t 程度

イ 工場内貯留量：2,080 m<sup>3</sup>程度

- (4) 業務時間は、8 時 30 分から 17 時までとする。

- (5) 運搬を行う時間及び期間は次のとおりとするが、事故等これによらない場合は協議の上、履行するものとする。

ア 年始、中間整備期間、施設の月例点検等の約 30 日間、土曜日、日曜日を除いた日とする。

イ 年末年始期間、整備期間及び月例点検等の日程については別途通知する。

ウ 積込み開始時間は 8 時 30 分以降とする。

エ 山本処理場の最終搬入時間は 16 時である。

- (6) 運搬車両の台数、仕様は次のとおりとする。

ア 最大積載量が 9 t 程度、車両総重量 20 t 以下のダンプトラックとし、1 年間を通して最大車両台数 3 台を用意出来ることとする。

イ 荷台の形状は、運搬物の飛散防止を図るため天蓋装置付とし、ゴムパッキンなどにより水分等の漏洩対策を施した深荷台であること。寸法は、幅 2,000mm 以上、長さ 4,800mm 以上とする。

ウ 運搬業者名が明示されていること。

エ 焼却灰搬出ホッパー（床高約 3.3m）に接触しない車高であること。

オ 幅 3 m、長さ 7.5m のトラックスケールで測定できること。

- (7) 業務履行に当たっては業務責任者を定め、共通仕様書によるほか次の業務を行わせること。

ア 業務履行に当たっては、業務担当者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨、目的等を周知すること。

イ 「道路交通法 第 74 条の 3」に基づく「安全運転管理者」に、「貨物自動車運送事業法 第 18 条」に基づく「運行管理者」に準じた業務を行わせ、その状況を管理すること。

ウ 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。また、「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠、休息の状況及び体調等について十分な管理を行うとともに、運転免許が失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。

- (8) 焼却灰等の積込み場所は白石清掃工場焼却灰等搬出ステージ（別紙 1 参照）、積み下ろし場所は山本処理場とし（別紙 2 参照）、次のとおりとする。

ア ホッパーへの積込み作業については工場側で行うものとし、ホッパー操作盤の積

込み可ランプ点灯後、ホッパー開押し釦操作にて積込みを実施する。

イ 灰の積込み作業時後の搬出ステージ床清掃、積荷の均し等によるものは受託者側で行うこと。

ウ 灰の積み出し場での作業は、ダイオキシン第一管理区域内のため、暴露防止用の粉じんマスク等保護具を着用すること。また、清掃時も同様とする。

廃棄物焼却炉施設における労働者のダイオキシン類暴露防止対策については怠らないこと。

エ 搬出に当たっては、荷崩れや漏水等の恐れが無いことを確認するとともに、それらが確認された場合は、対策を講じてから搬出を行うこと。

オ 工場から搬出する前に工場内計量所にて運搬車両の車両総重量を確認すること。  
また、その際に ID カード（運搬車両ごとに貸与する磁気カードで、施設名称、運搬物の種別、車両番号、積載前の車両総重量などのデータを記録したもの）を使用して積載量の計量を行い、積載量が適法であることを確認し、「計算書兼領収書」を受領すること。

カ 運搬経路については、道路交通法等による規制を遵守した合理的な経路とし、私道、スクールゾーン及び幅員が狭いなど、本業務のダンプトラックの通行に適さないと認められる道路については通行を禁止する。なお、原則的に使用する経路については、事前に承諾を得ること。

キ 運搬に当たっては、タイヤに付着した泥等で道路等を汚損しないように注意すること。

ク 積み下ろし作業については埋立処理場職員の指示を遵守し、指定された場所で荷台を傾けて積載物を下ろすこと。積み下ろしに当たっては積載物を完全に下ろし、荷台を元の走行可能状態に戻したことを確認すること。

ケ 本業務委託中に他工事が輻輳し、通常の搬出入業務に支障となる場合は、一部工場構内の運搬経路を変更する場合がある。（支障期間は別途指示する。）

(9) 前号の搬送においては、飛散・落下等の事故のないよう事前点検を忘れぬこと。

(10) 業務履行中の事故、災害等が発生した場合には、被害拡大の抑制に努めるとともに、関連機関への連絡を行い、その後速やかに状況及び経過の報告を行うこと。

(11) 本業務にあたり、工場の施設及び機器に見合った車両を使用すること。

### 3 受託者の経費負担範囲

本業務履行に必要な以下の一切の経費

- (1) 雇用に係るもの
- (2) 車両及び油脂等に係るもの
- (3) 業務の実施に必要な事務用品等に係るもの
- (4) その他会社の維持等に係るもの

## 4 提出書類

業務履行に当たっては、次の書類を適時速やかに提出すること。

(1) 契約締結後（1週間以内）

使用車両計画書 2部  
（車両検査証の写し、荷台の形状寸法等）

(2) 業務着手時

|                                    |   |                   |
|------------------------------------|---|-------------------|
| ア 業務着手届                            | } | 綴じて割印を押したもの<br>2部 |
| イ 業務責任者等指定通知書                      |   |                   |
| ウ 業務責任者等経歴書                        |   |                   |
| エ 使用車両の車両検査証等の写し                   |   |                   |
| オ 業務責任者等の雇用関係を証明できる書類<br>（保険証の写し等） |   |                   |

カ 運搬経路図 2部

※業務着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

(3) 業務期間中

|             |              |
|-------------|--------------|
| ア 計算書兼領収書   | 1部（速やかに）     |
| イ 業務完了届     | 1部（翌月初め）     |
| ウ 運搬実績報告書   | 1部（翌月初め）     |
| エ 既提出書類の変更届 | 当初提出部数（速やかに） |

(4) その他

その他業務期間中に委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

## 5 その他

(1) 環境負荷低減

業務履行に当たっては「1一般事項(3)」の環境負荷低減のため、札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、業務履行について次の事項等を遵守すること。

- ア 環境に負荷の少ない車両の使用
- イ 環境に負荷の少ない運転
  - a 急発進、急加速、空ふかしの禁止
  - b タイヤの適正な空気圧及び経済速度の励行
  - c 不要な積載物の抑制

(2) アイドリングストップの励行による燃料消費の抑制

ア 自動車を離れる場合のエンジンの停止

イ 長時間の駐停車時のエンジンの停止

ウ 必要以上の暖気運転、冷暖房のためのアイドリングの抑制

- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、及び本仕様書に定められていない事項については、  
双方協議のうえ決定する。

## 焼却灰等運搬車両 走行経路(白石清掃工場周辺 詳細)



